



知っここ!

遺言書 作成の ススメ!!

01

考えて
いますか?
相続のこと

...2

02

あなたの
遺言力
チェック!

...2

03

あなたの
遺言力は?

...4

04

司法書士に
相談
してみよう!

...4

05

さあ!
遺言を
かいてみよう!

...6

06

知っここ法改正~
相続登記
義務化のはなし

...9

会長挨拶 10

釧路司法書士会会員一覧 11

無料相談のご案内・編集後記 ... 12

01

考えて
いますか？
相続のこと

考えていますか？相続のこと

私たち司法書士は、日々の業務の中でいろんな相続を取り扱っています。

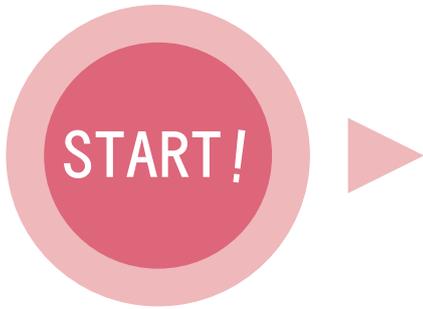
その中には、知らない相続人が登場したり、それぞれの思惑が交差してスムーズにいかない案件もちらほら…。そんな時、司法書士は思うのです。「遺言がっ…、遺言があればっ…！」

遺言は「あなたの最後の意思表示」です。あなたが遺したものをどうしたいのかを書き残しておくことで、争いを防ぐだけでなく、本来、手続きに必要な相続人全

02

あなたの
遺言力
チェック!

あなたの遺



1

自身の相続について意識したことがある

YES

NO

3へ進む

2へ進む

2

自身の財産を把握している

YES

NO

4へ進む

3へ進む

3

自身の相続人が誰であるか把握している

YES

NO

4へ進む

Aへ進む

4

既に遺言書を作成している

YES

NO

7へ進む

5へ進む

6

遺言の作成方法を知っている

YES

NO

7へ進む

Bへ進む

7

作成した（作成したい）遺言書の形式は

自筆証書
遺言
である

公正証書
遺言
である

8へ進む

Cへ進む

『遺言書の形式？とにかく希望を書き残しておけばいいんでしょ？』って思ったあなた！→ へ

員の実印での押印が不要になります。

「でもなんか、難しいんでしょう？」と思いませんか？そうなんです、そこが問題なんです。正直、小難しいんです。そこで、その小難しい「遺言」を知ってもらいたい一心で、どんな人にもわかりやすい「遺言特集」を作成しました。

誰しも避けては通れない相続。より良い相続のための「遺言」です。どうぞご覧ください！

言カチエツク！

オウの死んだ後の事なんて
知らね！って思ったあなた！



A タイプのあなた

伸びしろ十分！
遺言や相続のこと、もう少し知って欲しい！



→次ページへ

B タイプのあなた

やる気十分です！
具体的な遺言の方法を見てください！



→次ページへ

5

いずれは遺言を書こう
と思ってはいる

YES

NO

6へ進む

Aへ進む

C タイプのあなた

すごい！遺言はばっちりです！
相続をさらに極めていきましょう！

もしかして
司法書士!?



→次ページへ

8

遺言の書き方について
司法書士に聞いてみた
ことがある

YES

NO

Cへ進む

Bへ進む

あなたが亡くなった後、相続人の方が困ってしまう可能性があります。

「本当にこのままでよいですか？」
→自分の相続について少し意識した上で
①に戻る



作成した遺言に重大な問題が発生している
可能性があります。

→ぜひ一度司法書士にご相談ください！





A

財産や年齢は関係ないのです！

遺言を書きましょう！と言われても、なんか難しそうだし、そんな大げさなもの残すほど財産なんてないし、なんて思われたでしょうか。あるいは、まだそんな歳じゃないと思われた方もいらっしゃるかもしれません。

遺言は自分の財産をどうしたいのかを伝える大事な最後の意思表示です。まずは自分の財産をどうしたいのか、じっくり考えてみたり、家族と相談してみてもいいでしょうか？

そしてもちろん、遺言には遺産分割で、もめないため、という側面もあります。「死んだら後は好きにしてくれたらいい」というのは残された家族がもめる原因となりがちです。「もめるほど財産なんてないわ！」とおっしゃる方も多いのですが、実は、相続がまとまらず、最終的に裁判所の手続きを利用することになった相続財産の総額は、全体の約78%^(※)が5000万円以下となっています。実際には財産の金額は関係なく、相続は案外もめるのです。

司法書士は皆さんの状況に合わせたオーダーメイドの遺言づくりのお手伝いができます。ぜひこの機会に遺言のこと、一度考えてみませんか？

(※)令和2年度司法統計家事第52表

司法書士に相談してみよう！

“遺言”とひとくちに言っても、財産の内容や相続関係などは一人ひとり違います。ご自身の相続に関する考え方もいろいろあるでしょう。こういった紙面や書籍ではどうしても一般的なお話になってしまうため、ご自身の状況にうまく当てはまらず、結局どうしたらいいかわからないまま…、という方や、こういった話はちょっとややこしかったり小難しかったり

たりで気が進まない…、という方は多いと思います。

司法書士は日々の業務で多くの相続を手掛けていますので、あなたの状況や希望に合わせた相続対策を分かりやすくお話しします。

ぜひ相談してください！



B

遺言は書いてみたいと思うけど、 結局どうしたらいいかわからない…。

遺言には一般的に利用される方法として、「**自筆証書遺言**」と「**公正証書遺言**」の2タイプがあります。

「自筆証書遺言」

本文（財産目録以外の部分）はすべて直筆で書く遺言書のことです。文字を書くのがつらくなってしまったら利用が難しくなる方法なので、早めに始めましょう。

自分一人で作成することができますので、次頁のひな形などを参考に気軽に書き始めてみると良いと思います。

とはいえ、その内容の法的な問題点、書面の体裁上の要件など、少し難しい部分があるのも事実です。せっかく書いたのに使えなかった、なんて残念なことにならないように、一度司法書士に相談してみてください！

「公正証書遺言」

ご自分の希望する遺言の内容をあらかじめ公証人に伝え、それを公正証書にしておく方法です。ご自分で公証役場に行って作成することも可能ですが、司法書士等を介して作成される方も多いです。自分で手書きする必要がなく、また法律専門職が入るため法的な問題点もきちんとフォローされますし、作成に携わった司法書士が、実際の相続手続きまで受任することも可能です。専門職が携わるため一番手堅い方法です。

おすすめ



さらに深掘り!!

ページをめくって

自筆証書遺言書保管制度

を確認しましょう!!

C



ここまでバッチリです！

すでに遺言を書かれただけでなく、司法書士へ相談したり、公正証書遺言で作成したり、今できることはほぼ完ぺきですね！

でも人生100年時代、あなたを取り巻く状況はどんどん変わります。遺言は何度でも書き直せるので、節目節目に見直してメンテナンスしましょう。

また、認知症対策として、任意後見契約（認知症になった後のことをあらかじめお願いしておく契約）や生前贈与など、相続にまつわる遺言以外の方法もあります！ぜひ、活用してください！

さあ！遺言をかいてみよう！

相続対策の第一歩！

<用意するもの> ボールペン、A4用紙、印鑑（朱肉）



<事前準備> 1. 自分の持っている**不動産、預貯金等**の財産を一度全て書き出して把握する。
2. 明日、自分に**万が一**のことが起こったら、誰に何をもらってほしいか考える。

<書いてみよう>

下記に記載例がありますので、まずは例にならって書いてみましょう！

なお、人の名前や住所、生年月日等は住民票や戸籍通りに、財産は特定しやすいようにできるだけ詳しく、他人が読んでもわかるような記載を心がけましょう。

え！もういきなり書きはじめるの??と思われるかもしれませんが、遺言はいつでも自由に撤回することができますので、まずは、書いてみるのが大切です。

遺言は自分の「**万が一**」に備えるものです。その「**万が一**」が明日であるかもしれないことは誰にもわからないのです。

- 【注意】
1. 本人が、全て自分で手書きすること！
 2. 作成した正確な日付を書くこと！
 3. 署名と押印をすること！
 4. 同じ証書に、他の人と共同で書かないこと！

【記載例】 昨年、夫を亡くして相続手続をした釧路法子さんは、自らの相続の時のことを考え、長女の“釧路し～たん”には“不動産”を、長男の“釧路ほ～すけ”には“預貯金”を相続させたいと思い、遺言を書いてみることにした。



遺言書

1. 私は、長女の釧路し～たん（平成3年□月○日生）に、別紙1の不動産を相続させる。
2. 私は、長男の釧路ほ～すけ（平成4年○月△日生）に、別紙2の預貯金を相続させる。

令和4年1月1日

釧路市中央○丁目△番地□
釧路 法子 

別紙1

所在 釧路市中央○丁目
 地番 △番□
 地目 宅地
 地積 400㎡

釧路 法子

2 / 3

別紙2

ご利用ありがとうございます。 **〇〇〇銀行**

クシロノリコ様

店番 12 口座番号 1234 発行番号 123

〇〇〇銀行

△△支店・出張所

TEL 000-000-000

お客様へ

ご案内 XXXXXXXXXXXXXXXX
 ・XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ・XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

ご注意 XXXXXXXXXXXXXXXX
 ※XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 ※XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

釧路 法子

3 / 3

別紙の財産目録部分は、パソコンで作成したり、通帳のコピーを使用してもOK。氏名とページ番号は全て手書きです。

やっぱり手書きは大変だな…と感じたら

遺言書は手書き以外の方法でも作成することができます。公正証書遺言といい、公証役場で作成してもらうものです。詳しくは、お近くの公証役場、又は司法書士にご相談ください。→P12へ

【新制度！ 法務局による自筆証書遺言書保管制度開始!!】

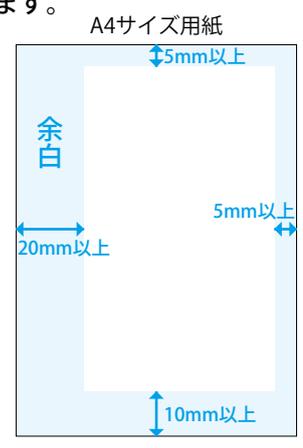
遺言書を記載したのはいいけど、保管方法に困る、自分に万が一のことがあった時に、遺言書を見つけてもらえなかったらどうしよう？

そんな皆様のための新制度が令和2年7月からスタートしました。

この制度は、自筆証書の遺言書を法務局で保管してくれる制度です。自分で保管しておく必要がないので、遺言書の紛失を防ぐことができます。また、ご自身の希望により、亡くなった後に通知をして欲しい方（相続人等）を指定できますので、遺言書自体が発見されないという心配がなくなります。

自分で作成する遺言書を法務局へ預ける際には、形式上、次の注意点が 있습니다。

1. 用紙は、文字が明瞭に判読できる**A4の紙**とすること。
2. 各ページに、**ページ番号**を記載すること。
例) 1 / 2、2 / 2（総ページ数も分かるように記載してください。）
3. 用紙の**片面のみ**に記載し、裏面は何も書かないこと
4. 数枚にわたるときであっても、ホチキス等でとじないこと
5. 下記のとおり、上下左右それぞれに何も書かない**余白**を設けること。
上部5mm以上 下部10mm以上 左20mm以上 右5mm以上
※余白が確保されていない場合や、余白に1文字でも何らかの文字等がはみ出している場合は、書き直しが必要になります。ページ番号も余白に書いてはいけません。



保管手数料は**3,900円**です（印紙で納付）

保管するには、事前に法務局へ予約する必要があります。

なお、法務局では遺言の内容についての質問や相談は、受け付けておりませんので、遺言・相続についてのご相談は、お近くの**司法書士**までご相談ください。

保管申請件数
140件超！
 ※釧路地方法務局管内
 令和3年10月時点

初めての司法書士事務所！

司法書士の上手な使い方!!

司法書士事務所は、なかなか行く機会がないので、相談するまでに緊張してしまうことがあるかもしれませんが、司法書士は街の法律家として、親しみやすさを心がけておりますのでお気軽にご相談して頂けます。今回は、より良く司法書士事務所を利用するために知っておいて欲しいことをご紹介します。

予約をしよう！

司法書士は、常に事務所にて、書類を作ったり、相談を受けたりしているイメージがあるかもしれませんが、実は不動産取引の立会などで外出していることも多いのです。

せっかく事務所まで行ったのに司法書士が不在だったということも珍しくありません。

予約をしていただくことにより、事前に必要な書類の案内を受けることができ、これらを持参することで、相談内容がより充実したものになります。

また、司法書士の業務範囲外のものであると、相談を受けられないので、予約と合わせてご確認くださいことにより、思っていた相談ができなかったという事態を回避できます。



どんなことが相談できるの？

司法書士は、相続登記や遺言作成のサポートの他にも様々な手続を行ってます！

たとえば 不動産の売買・贈与、会社に関する登記、成年後見、裁判所へ提出する書類の作成、債務整理 などなど

司法書士ができないこと

司法書士は相続の専門家として知られるようになりましたが、相続に関係することの中には、司法書士では、法律上対応ができない業務があります。主なものには次のものがあります。

- ・相続税・贈与税等の税務相談→税理士さんへ相談
- ・相続人間に争いがある場合→弁護士さんへ相談

また、他業種と連携し、手続きを進める必要があることもありますので、まずは、司法書士にご相談ください。たとえば、不動産の相続登記は司法書士で行い、その後の相続税の申告は税理士にお願いするケースが想定されます。



兄さん、久しぶり。
父さんと母さんが亡くなってからずいぶん経ったわね。実家の裏にある空地の登記名義は今どうなっていたかしら？



妹よ、久しぶりだね。
あの土地か。確か、亡くなった父さんの名義のままじゃないかな？



放っておくのも気になるので、早めに私たちへの相続登記を司法書士さんをお願いしたほうが良いのかしら？

父さんの名義のままですぐ困っていることはないし、しばらくはそのままで良いんじゃないかな？
不動産の相続登記は、法律上義務付けられていないはずだよ。



ちょっと待って—————!!!



!?

相続登記の申請が義務化されるよ!

相続人が、相続や遺贈で不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務化され、正当な理由のない申請漏れは10万円以下の過料の対象となるよ。民法等の一部を改正する法律に基づき相続登記の申請が義務化され、令和6年4月1日から施行されるんだ。これは、今後不動産を相続する方だけでなく、過去に不動産を相続して現時点で名義変更をしていない方についても対象となるので注意が必要だよ。



なんだって!?



義務化の背景

相続時に相続人が登記手続きなどをせず、登記簿上所有者が直ちに判明しないか、判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地（所有者不明土地）の面積は日本全体の2割にのぼり、これはなんと九州本島（約367.5万ha）より広がっているんだ。このような所有者不明土地が増えてしまうと、適切な管理が出来ないことによる治安の悪化や、公共事業や再開発の妨げになってしまうなどのリスクがあるよ。未来の世代のためにも相続登記はしっかりと行おう!



なるほど。
さっそく司法書士さんに相談してみよう。

改正のさらに詳しい
情報はこちらから





釧路司法書士会
会長

佐 渡 正 幸

地域の皆様、こんにちは。本年度釧路司法書士会の会長を務め、釧路市にて開業してまず佐渡と申します。日頃は、地域の皆様の法律的事案の解決や紛争処理等において、私達司法書士をご利用いただき大変お世話になってますことに深く感謝申し上げます。

さて、この度釧路司法書士会として、地域の皆様にこれまで以上に私達司法書士の業務をご理解いただき、また身近な法律家としてより一層皆様に寄り添い、皆様のお困り事・お悩み事の解消のために、私達司法書士が皆様の信頼に応え、今まで以上に皆様の権利をしっかりと擁護できる関係を築いていくことを目的として、「広報誌 **知っとこ!**」を発行させていただくことになりました。

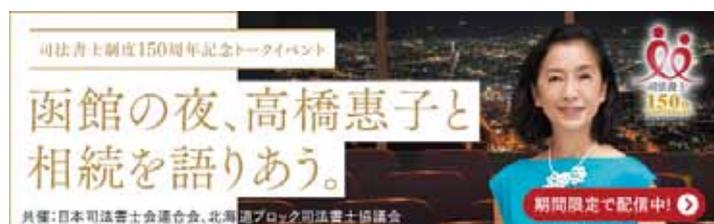
この広報誌においては、法律相談会やセミナーの開催のご案内や、私達の主要な業務であります登記・供託・訴訟その他の法律事務の手續きに関して、その専門家としての視野で情報発信をしていきたいと思っておりますが、特にここ最近の高齢化の波をうけて、増加傾向にある「相続・遺言・後見など」について、法律改正なども含め皆様の生活に役に立つ情報を発信できればと思っております。

私達司法書士は、地域の公正な社会の形成に寄与することをその使命に感じ、これからも真摯に業務に精進していく所存でございますので、是非とも地域の皆様には何かお困り事・お悩み事がございましたら、ご気軽に「身近な法律家」である私達司法書士にご相談いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

～司法書士制度は、令和4年8月3日、150周年を迎えます～

令和3年8月3日、司法書士制度150周年プレ事業として、釧路・札幌・函館・旭川の各司法書士会で構成される北海道ブロック司法書士協議会と日本司法書士会連合会の共催により、箱館山山頂に女優の高橋恵子さんをお招きし、「相続」をテーマとしたトークイベントを実施いたしました。

イベントの様子は期間限定で動画公開サイトYouTubeにて公開されておりますので、ぜひご覧ください。



【特設サイト】

<https://www.150thtalkevent.com/>

【全編動画(Youtube)】

<https://www.youtube.com/watch?v=sKkDKs6Gly0>



お近くの司法書士を探して、相談しよう！

釧根支部

令和4年1月1日 現在

| 氏名 | 事務所住所 | 電話 |
|------------------|--------------------|--------------|
| 宮越 召一 | 川上郡標茶町開運2丁目35番地 | 015-485-2107 |
| 木村 利男 | 釧路市新橋大通1丁目1番1号 | 0154-23-1336 |
| 中村 圭佐 | 釧路市柏木町1番14号 | 0154-41-3288 |
| 志築 和廣 | 釧路市浦見3丁目2番15号 | 0154-42-8281 |
| 尾越 弘典 | 釧路市錦町5丁目3番地 | 0154-22-6126 |
| 佐渡 正幸 | 釧路市黒金町13丁目1番地33 | 0154-23-6732 |
| 谷口 正晴 | 釧路市桜ヶ岡7丁目20番20号 | 0154-91-1421 |
| 佐藤 正樹 | 釧路市末広町7丁目1番地 | 0154-31-8600 |
| 赤堀 彰治 | 釧路市興津5丁目16番1号 | 0154-68-4384 |
| 菅原 亮 | 釧路郡釧路町東陽西1丁目9番地12 | 0154-68-4150 |
| 西山 育彦 | 釧路市桜ヶ岡3丁目4番19号 | 0154-64-9209 |
| 後藤 毅俊 | 白糠郡白糠町東2条南1丁目2番地9 | 01547-2-2258 |
| 長谷川博一 | 厚岸郡厚岸町宮園1丁目200番地 | 0153-52-8417 |
| 佐藤 裕一 | 川上郡標茶町開運2丁目35番地 | 015-485-2107 |
| 佐藤 敏三 | 根室市明治町1丁目2番地8 | 0153-23-4598 |
| 上野 勝侑 | 標津郡中標津町東24条南5丁目2番地 | 0153-72-2404 |
| 笠井 昭義 | 標津郡中標津町東6条南1丁目1番地3 | 0153-78-8701 |
| 笠井 崇子 | 標津郡標津町南1条西3丁目1番1号 | 0153-82-3378 |
| 佐々木富昭 | 標津郡中標津町東1条北1丁目9番地 | 0153-72-3388 |
| 菅原日出男 | 野付郡別海町別海宮舞町50番地1 | 0153-75-2542 |
| 宗形 一輝 | 標津郡中標津町東6条南1丁目1番地3 | 0153-77-9303 |
| 司法書士法人 金田剛事務所 | 釧路市緑ヶ岡1丁目6番8号 | 0154-42-7185 |

| 氏名 | 事務所住所 | 電話 |
|-------|--|--------------|
| 伊藤 光一 | 十勝郡浦幌町字末広町17番地1 | 015-576-2732 |
| 中道 麻友 | 帯広市東4条南22丁目15番地 | 0155-23-5865 |
| 寺沢 秀明 | 河西郡芽室町西1条2丁目6番地1 | 0155-67-1731 |
| 平田 峻太 | 中川郡本別町南3丁目1番地1 | 0156-22-1616 |
| 安田 順一 | 上川郡新得町屈足緑町1丁目47番地 | 0156-65-2198 |
| 播間 章浩 | 広尾郡大樹町西本通73番地7 | 01558-6-2721 |
| 大場 公夫 | 上川郡清水町南3条西4丁目16番地1 | 0156-62-1505 |
| 芳賀 芳則 | 河西郡芽室町東1条7丁目2番地14 メゾンD・カンパーニュ 101号室 | 0155-67-4990 |
| 宮原 章夫 | 広尾郡大樹町北通1番地7 | 01558-6-5775 |
| 川越 秋雄 | 帯広市西2条南6丁目1番地 | 0155-67-7781 |
| 保田 正明 | 帯広市東1条南11丁目5番地3メゾン11-203号 | 0155-67-1223 |
| 窪田 篤弘 | 帯広市西8条南39丁目1番21号 | 0155-29-4000 |
| 葉梨 希望 | 河東郡上士幌町字上士幌東3線235番地 | 01564-2-2536 |
| 坂口 卓郎 | 帯広市西4条南10丁目20番地 | 0155-22-3636 |
| 野村 守 | 帯広市西4条南3丁目8番地2 | 0155-27-3113 |
| 中田 裕一 | 帯広市大通南18丁目2番地1扉-018 101号室 | 0155-66-7536 |
| 泉 はるみ | 帯広市西5条南4丁目11番地 | 0155-23-5262 |
| 妹尾 美晴 | 広尾郡大樹町西本通73番地7 | 01558-6-2721 |
| 高橋 章文 | 帯広市東2条南13丁目19番地まるせん第二ハイム1階 | 0155-67-1375 |
| 水城 優花 | 帯広市東2条南13丁目19番地まるせん第二ハイム1階 | 0155-67-1375 |

十勝支部

北網支部

| 氏名 | 事務所住所 | 電話 |
|-------|---------------------|--------------|
| 山田 精一 | 河東郡上士幌町字上士幌東3線235番地 | 01564-2-2536 |
| 神津 莊平 | 帯広市西1条南5丁目15番地 | 0155-27-1671 |
| 小林 千修 | 帯広市東4条南22丁目15番地 | 0155-23-5865 |
| 遠藤 豊和 | 帯広市西4条南24丁目3番地 | 0155-24-3328 |
| 野村 一仁 | 帯広市西4条南3丁目8番地2 | 0155-27-3113 |
| 小林 伸兼 | 中川郡池田町字利別西町14番地6 | 015-572-8808 |
| 村瀬 顕逸 | 帯広市東9条南21丁目1番地41 | 0155-66-6024 |
| 有賀 真理 | 河西郡中札内村東2条南4丁目10番地 | 0155-68-3186 |
| 山川 揚大 | 広尾郡広尾町本通3丁目1番地 | 01558-2-4800 |
| 河合 恒生 | 帯広市西6条南5丁目3番地 | 0155-22-5000 |
| 久保 信行 | 帯広市東2条南9丁目6番地 | 0155-20-1577 |
| 上野 裕司 | 帯広市西5条南4丁目11番地 | 0155-23-5262 |
| 酒井 勝己 | 中川郡幕別町札内中央町330番地の63 | 0155-55-5515 |
| 笹島 史人 | 河東郡音更町木野大通東2丁目1番地 | 0155-31-2221 |
| 辻 史克 | 帯広市西7条南9丁目39番地 | 0155-67-6545 |
| 神谷 芳昭 | 帯広市西16条南27丁目1番地1 | 0155-67-1810 |
| 中川 貴志 | 帯広市東7条南9丁目16番地2 | 0155-20-3233 |

| 氏名 | 事務所住所 | 電話 |
|-------|--------------------------|--------------|
| 森 一也 | 網走郡美幌町字西1条北4丁目1番地 | 0152-73-2212 |
| 矢筈原浩介 | 網走郡大空町女満別本通5丁目1番6号 | 0152-75-6099 |
| 吾孫子 力 | 網走市南3条東2丁目1番地1 | 0152-43-2561 |
| 中島 雅嘉 | 網走市南5条西3丁目5番地の1シャローム400号 | 0152-67-4590 |
| 本田 幸治 | 網走郡美幌町字東1条南3丁目25番地3 | 0152-73-6159 |
| 森田 拓巳 | 斜里郡斜里町本町30番地16 | 0152-23-5311 |
| 横山 太郎 | 斜里郡斜里町青葉町9番地13 | 0152-23-1311 |
| 遠藤 雄大 | 斜里郡斜里町港町5番地9 | 0152-23-3640 |
| 藤井 誠二 | 北見市本町2丁目1番6号 | 0157-22-3636 |
| 畠山 要藏 | 北見市栄町2丁目1番地14 | 0157-61-1574 |
| 榎本 紀子 | 紋別郡遠軽町1条通北4丁目1番地26 | 0158-42-2543 |
| 近江 孝介 | 北見市三住町7番地1 | 0157-22-6611 |
| 忠村 英明 | 北見市北7条東1丁目2番地 | 0157-23-4211 |
| 辻 香澄 | 紋別郡遠軽町東町2丁目1番地20 | 0158-46-3081 |
| 棚橋 忠 | 紋別郡遠軽町1条通北2丁目1番地5 | 0158-42-3435 |
| 森谷 崇継 | 北見市三住町7番地1 | 0157-22-6611 |
| 田尾 光弘 | 北見市北9条東1丁目15番地 | 0157-23-0396 |
| 須藤 和典 | 北見市幸町2丁目1番31号 | 0157-26-8340 |
| 池田 義弘 | 北見市栄町2丁目1番地14 | 0157-61-1574 |
| 角鹿 敏広 | 北見市本町2丁目1番6号 | 0157-22-3636 |

司法書士による無料相談のご案内

相続登記 相談センター

相談内容 相続登記をはじめとする遺言や相続に関するご相談
日時・方法 面談又は電話による相談（要予約）
面談：毎月1回 電話：随時

司法書士 総合相談センター 「法YOU」

相談内容 不動産・会社法人登記、成年後見、裁判手続、債務整理などに関する相談
日時・方法 釧路・帯広・北見の各相談会場における面談相談
（毎月1回：要予約）

※司法書士法第3条に定められている司法書士の業務範囲に属する相談を承ります。
簡裁訴訟代理等関係業務に関するご相談は、認定司法書士が対応します。
認定司法書士とは、司法書士法第3条2項の簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士をいいます。

ご相談の予約受付ダイヤル

0800-800-3946

（平日9：00～17：00）

上記の相談会のほか、随時、無料相談会を実施しています。
詳細は、釧路司法書士会のホームページをご覧ください。
ホームページからのお問い合わせも可能です。



釧路司法書士会HP

編集後記

最後までお読みいただきありがとうございます。本広報誌は、市民の皆様
に司法書士をより身近に感じていただ
こうと考え、より簡単に親しみやすい
表現を心がけて作成致しました。今回
は創刊号として、遺言を中心にご案内
させていただきましたが、遺言につい
てのご認識に変化はございましたで
しょうか？遺言はご自身だけでも書く

ことができますが、個人を取り巻く状
況はそれぞれ異なるため一概にこう書
けばよいということはありません。
ご相談はぜひ私たち司法書士まで！

司法書士が市民の皆様にとって、身
近で役立つ存在として認識していただ
けるような親しみやすい広報誌を発行
させていただきますので、今後とも、
よろしくお願いいたします。